

2022 年度 改正箇所等一覧（2 級 F P テキスト 2021～22 年度 AT121～321 版対応）

2021～2022 年版AFP・2級FPテキストは、2021 年度の税制や制度に基づく記述となっています。当改正資料は、2022 年4月現在における標記テキストの改正箇所等を一覧でまとめたものです。テキストの分冊ごとに該当ページと改定内容を記載していますので、ご確認のうえご利用ください。なお、当資料は、原則として 2022 年 9 月および 2023 年1月に実施される2級FP技能検定試験に影響があると推測される項目および分野についてまとめています。

第1分冊 ライフプランニングと資金計画／社会保険・公的年金・企業年金

該当ページ	改定内容等
p. 54 最長返済期間 の改定 ④を新設 記述追加	1) 教育一般貸付（国の教育ローン） ② 返済期間 最長返済期間は 15 年（ひとり親家庭等は 18 年）の元利均等返済 → <u>2022 年 4 月以後の最長返済期間は一律 18 年に改定された</u> ④ 連帯保証人と保証基金 融資を受けるに際しては連帯保証人が必要となる。なお、連帯保証人に代えて教育資金融資保証基金の保証制度を利用することもできる。保証料は、借入額、返済期間などに応じて決まり、融資額から一括控除される。
p. 54 3) を新設 記述追加	3) 減額返還制度と返還期限猶予制度 返還開始後に災害や傷病、失業等により約定額の返還が困難となった場合には、「減額返還制度」または「返還期限の猶与」を申し出ることができる。
p. 62～63 記述変更	(1) 財形住宅貯蓄 ④ 取得する住宅の要件（既存住宅の要件改正） ・ <u>既存住宅の場合は、昭和 57 年 1 月 1 日以後に建築されたもの、または一定の耐震基準を満たすものであること。</u>
p. 63 税制改正 ①②④の 記述変更	(2) 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税選択の特例 1) 特例の主な適用要件 ① <u>受贈者は…（略）…、贈与の年の 1 月 1 日で 18 歳（受贈日が 2022 年 3 月以前である場合は 20 歳）以上であること。</u> ② <u>2022 年 1 月から 2023 年 12 月の間の贈与であること。</u> ④ <u>既存住宅取得の場合は、新耐震基準に適合する住宅用家屋であること。または、登記記録上の建築日付が 1982（昭和 57 年）1 月 1 日以降の住宅用家屋であること。</u>
p. 63～64 税制改正 記述追加	(3) 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度 1) 特例の主な適用要件 ① <u>受贈者は、贈与者の直系卑属で、贈与の年の 1 月 1 日で 18 歳（受贈日が 2022 年 3 月以前である場合は 20 歳）以上であること。</u> ② <u>受贈日が 2022 年 1 月から 2023 年 12 月の間であり、贈与を受けた年分の合計所得金額が 2,000 万円以下であること。</u> ③ …（略）…。ただし、贈与を受けた年分の合計所得金額が 1,000 万円以下である場合は床面積の下限が 40 m ² に緩和される。

次ページへ続く

該当ページ	改定内容等																											
p. 64 税制改正	2) 非課税限度額 図表 1-45 <table><tr><th>住宅用家屋の区分</th><th>非課税限度額</th></tr><tr><td>耐震、省エネ、バリアフリーの住宅用家屋</td><td>1,000 万円</td></tr><tr><td>上記以外の住宅用家屋</td><td>500 万円</td></tr></table>	住宅用家屋の区分	非課税限度額	耐震、省エネ、バリアフリーの住宅用家屋	1,000 万円	上記以外の住宅用家屋	500 万円																					
住宅用家屋の区分	非課税限度額																											
耐震、省エネ、バリアフリーの住宅用家屋	1,000 万円																											
上記以外の住宅用家屋	500 万円																											
p. 85 記述変更	図表 1-58・住宅関連の税額控除制度のまとめ (税制改正) <table><tr><th>制度の名称</th><th></th></tr><tr><td>住宅借入金等特別控除</td><td>住宅ローン等を利用して、マイホームの新築や購入(既存住宅を含む)、増改築等をして一定の要件を満たす場合</td></tr><tr><td>住宅耐震改修特別控除</td><td>1981(昭和 56)年 5 月 31 日以前に建築された家屋について、現行の耐震基準に適合する住宅耐震改修をした場合</td></tr><tr><td>住宅特定改修特別税額控除</td><td>自己が所有する居住用家屋について、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事、省エネ改修工事、三世代同居改修工事などを行った場合</td></tr><tr><td>認定住宅の新築等の特別税額控除</td><td>認定住宅^(注 1) または Z E H^(注 2) 水準省エネ住宅の新築または建築後使用されたことのないこれらの住宅等を取得して一定要件を満たす場合</td></tr></table> (注 1) 認定住宅とは認定長期優良住宅および認定低炭素住宅をいう。 (注 2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略語でゼッチと読まれる。住まいの断熱性・省エネ性を上げたり、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一時消費エネルギー(空調、給湯、照明、換気など)の収支をプラス・マイナスでゼロ以下にする住宅のこと。	制度の名称		住宅借入金等特別控除	住宅ローン等を利用して、マイホームの新築や購入(既存住宅を含む)、増改築等をして一定の要件を満たす場合	住宅耐震改修特別控除	1981(昭和 56)年 5 月 31 日以前に建築された家屋について、現行の耐震基準に適合する住宅耐震改修をした場合	住宅特定改修特別税額控除	自己が所有する居住用家屋について、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事、省エネ改修工事、三世代同居改修工事などを行った場合	認定住宅の新築等の特別税額控除	認定住宅 ^(注 1) または Z E H ^(注 2) 水準省エネ住宅の新築または建築後使用されたことのないこれらの住宅等を取得して一定要件を満たす場合																	
制度の名称																												
住宅借入金等特別控除	住宅ローン等を利用して、マイホームの新築や購入(既存住宅を含む)、増改築等をして一定の要件を満たす場合																											
住宅耐震改修特別控除	1981(昭和 56)年 5 月 31 日以前に建築された家屋について、現行の耐震基準に適合する住宅耐震改修をした場合																											
住宅特定改修特別税額控除	自己が所有する居住用家屋について、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事、省エネ改修工事、三世代同居改修工事などを行った場合																											
認定住宅の新築等の特別税額控除	認定住宅 ^(注 1) または Z E H ^(注 2) 水準省エネ住宅の新築または建築後使用されたことのないこれらの住宅等を取得して一定要件を満たす場合																											
p. 86 税制改正 記述追加	(1) 主な適用要件 ① 住宅の床面積は…(略)……判定する。 ※合計所得金額 1,000 万円以下の年に限り、2023 年以前に建築確認を受けた新築住宅のうち床面積 40 m²以上 50 m²未満の住宅も控除対象となる。 ② <u>既存住宅取得の場合は、新耐震基準に適合する住宅用家屋であること。または登記記録上の建築日付が 1982(昭和 57 年) 1 月 1 日以降の住宅用家屋であること。</u> ⑦ 控除を受ける年分の<u>合計所得金額が 2,000 万円以下</u>であること。 (2) 控除率と控除対象年末残高 2022 年 1 月以後の居住開始(特別特例取得を除く)の場合の控除対象年末残高、控除率、控除期間などは次のとおりで、住宅の性能等に応じて定められている。 図表 1-59：住宅の新築・新築等住宅の取得の場合 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">居住開始年と控除対象年末残高</th><th rowspan="2">最 長 控除期間</th></tr><tr><th>2022 年～2023 年</th><th>2024 年～2025 年</th></tr><tr><td>認定住宅</td><td>5,000 万円</td><td>4,500 万円</td><td rowspan="3">13 年</td></tr><tr><td>ZEH 水準省エネ住宅</td><td>4,500 万円</td><td>3,500 万円</td></tr><tr><td>省エネ基準適合住宅</td><td>4,000 万円</td><td>3,000 万円</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外の一般住宅^(注)</td><td>3,000 万円</td><td>—</td><td>13 年</td></tr><tr><td>—</td><td>(2,000 万円^(注))</td><td>10 年</td></tr><tr><td>控除率</td><td colspan="3">控除期間における各年の年末残高×0.7%</td></tr></table> (注) 一般住宅に 2024 年 1 月以後居住開始の場合は、2023 年以前に建築確認を受ける新築住宅に限られ、2024 年以後に建築確認を受ける一般住宅は控除対象とはならない。	区分	居住開始年と控除対象年末残高		最 長 控除期間	2022 年～2023 年	2024 年～2025 年	認定住宅	5,000 万円	4,500 万円	13 年	ZEH 水準省エネ住宅	4,500 万円	3,500 万円	省エネ基準適合住宅	4,000 万円	3,000 万円	上記以外の一般住宅 ^(注)	3,000 万円	—	13 年	—	(2,000 万円 ^(注))	10 年	控除率	控除期間における各年の年末残高×0.7%		
区分	居住開始年と控除対象年末残高		最 長 控除期間																									
	2022 年～2023 年	2024 年～2025 年																										
認定住宅	5,000 万円	4,500 万円	13 年																									
ZEH 水準省エネ住宅	4,500 万円	3,500 万円																										
省エネ基準適合住宅	4,000 万円	3,000 万円																										
上記以外の一般住宅 ^(注)	3,000 万円	—	13 年																									
	—	(2,000 万円 ^(注))	10 年																									
控除率	控除期間における各年の年末残高×0.7%																											

次ページに続く

該当ページ	改定内容等		
p. 87 追加	【既存住宅の取得、増改築等の場合】		
	区分	居住開始年と控除対象年末残高 2022 年 1 月～2025 年 12 月	最長 控除期間
	認定・省エネ・ZEH 水準	3,000 万円	10 年
	一般住宅	2,000 万円	
	増改築等	2,000 万円	
控除率	控除期間における各年の年末残高×0.7%		
記述削除	② 床面積要件の緩和 （記述削除）		
控除率 改定	2) 住民税における住宅ローン控除 2022 年 1 月から 2025 年 12 月の間の居住開始（特別特例取得を除く）であって、その年の所得税額から控除不足額が生じた場合は、不足額相当額（所得税の課税総所得金額の 5 %相当額で 97,500 円上限）が翌年度分の個人住民税所得割額から減額される。		
	2. 既存住宅に係る耐震改修工事費用の所得税額控除 自己の居住用の家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築に限る）について、現行の耐震基準に適合する耐震改修（同時に行う耐久性向上改修を含む）をして、 <u>2023(令和 5) 年 12 月 31 日までに居住開始した場合、標準的な耐震改修工事費用の額（250 万円上限、補助金等の額を除く）の 10%相当額をその年分の所得税から控除するものである。</u>		
p. 88 記述削除	3. 特定の増改築等に係る住宅借入金等特別控除の特例 （制度終了）		
	4. 住宅特定改修に係る特別税額控除 特定改修とは、省エネ改修、特定の個人が行うバリアフリー改修、三世帯同居改修、耐久性向上改修（耐震改修、省エネ改修と併せて行うものに限る）などをいう。 個人が所有する居住用家屋について、特定改修工事等を行い、工事の日から 6 ヶ月以内、かつ、2023 年 12 月までに居住開始した場合に控除対象となる。控除額は対象工事ごとに定められた標準的な工事費用（上限あり）の 10%相当額で、その年分の所得税額から控除するもの。住宅ローン控除の要件を同時に満たす場合は選択適用となる。		
	5. 認定住宅等の新築等に係る所得税額の特別控除制度 <u>認定住宅（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅）または ZEH 水準省エネ住宅の新築等を行い、新築等の日から 6 ヶ月以内、かつ、2023（令和 5）年 12 月 31 日までに居住開始した場合は…（以下、省略）…。</u>		
p. 88～89 税制改正 期限延長	下記 2 制度の適用期限を 2023 年 12 月まで 2 年延長		
	6. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除 7. 特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除		
p. 109 記述追加	(2)キャッシングサービスとカードローン キャッシングサービスとは…（略）…。返済は原則として…（略）…支払日に元利金を一括して返済するが、 <u>リボルビング払いを選択できる会社もある。</u>		
p. 123 記述追加	(3)信用保証協会 （3 行目文末に追記） <u>信用保証協会法に…（略）…調達を円滑に行うことができる。信用保証協会の保証がついた融資を「マル保融資」といい、マル保融資の対象となる中小企業には、業種に応じた資本金または従業員数の要件がある。</u>		

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 130 法改正 法律名変更 記述変更・加筆 5)を(2)として 記述変更	9. 金融サービスの提供に関する法律（旧金融商品販売法） 金融商品販売法は「金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）」改称されたうえで2021(令和3)年11月に施行された。改正法は、旧金融商品販売法における重要事項等の説明義務や賠償責任等の顧客保護の規定に加え、金融サービス仲介業等を規制するものとなる。 (1) 顧客の保護に関する規程 金融商品販売業者に勧誘方針を策定して公表することを義務付けるとともに、顧客が個人であるか法人であるかを問わず、金融商品の販売に際しては重要事項等の説明義務を課し、説明義務を怠った場合に損害が生じたときは、元本欠損額を損害額と推定すると明記し、金融商品販売業者に無過失の賠償責任を課している。 1) 対象となる金融商品 （変更なし） (2) 金融サービス仲介業 金融サービス仲介業とは、1つの登録を受けることで、銀行・証券・保険のすべての分野のサービスをワンストップで仲介できる業務をいう。特定の金融機関への所属は不要であり、高度な説明を必要としない預金、住宅ローン、国債、上場株式、投資信託、保険などの取扱いが可能となっている。
p. 144 3行目 年号更新	(1) 保険料 …なお、<u>2022(令和4)年度</u>の全国平均料率は、前年度と同じく10.0%で、… 図表2-8・協会けんぽの全国平均保険料率（<u>2022年4月現在</u>） …別途介護保険料として「(標準報酬月額、標準賞与額)×<u>16.4/1000</u>」を加算 以下、協会けんぽの介護保険料率は16.4/1000にすべて読み替える
p. 146 文頭2行 記述変更	3. マイナンバーカードを健康保険証に 2021年10月、事前手続きによりマイナンバーカードを健康保険証として利用できる「マイナ保険証」の本格運用が開始された。マイナンバーカードを…（以下略）…
p. 152 法改正	(6) 傷病手当金 2) 支給金額と支給期間（3行目） …相当額となっている。支給期間は、<u>支給を受けた日を通算して</u>最長1年6ヵ月を限度とする。
p. 153 法改正	1) 出産育児一時金 （2行目） …一児につき42万円（産科医療補償制度掛金<u>1.2万円</u>を含む）を支給する…
p. 154～155 法改正 3行目	1) 保険料 国民健康保険料（税）率は… …（略）…、<u>2022(令和4)年度は85万円</u>（後期高齢者支援金等分<u>20万円</u>を含む）となっている。なお、40歳以上の者には介護分（17万円上限）が上乗せされる。
p. 156 年号更新 図表内計算例	1) 保険料は全額自己負担 （3行目） 負担する保険料は…標準報酬月額（<u>2022(令和4)年度は30万円</u>）を比べ… 図表2-15・任意継続被保険者の上限保険料 <u>2022(令和4)年度の任意継続被保険者の標準報酬月額</u>の上限 300,000円 ・40歳以上 $300,000 \text{円} \times \underline{11.64\%} = \underline{34,920 \text{円}}$（介護保険料を加算）

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 156 3)を新設 加筆	3) 任意継続被保険者の資格喪失 任意継続被保険者となって2年を経過した時、新たに健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者となった場合は、任意継続被保険者の資格を喪失する。また、2022年1月からは、任意継続被保険者からの申請による任意脱退も認められる。
p. 158 6行目に 1)を新設	(2) 窓口負担 (6行目に加筆) 1) 窓口負担割合の見直し 現役並み所得者でない者のうち、課税所得28万円以上、かつ年収（年金収入＋その他の合計所得金額）が200万円（2人以上世帯は320万円）以上の者の窓口負担割合は、2022年10月から2割に引き上げられる。
p. 164 保険料改定	① 保険料 ※参考： <u>第8期（2021～2023年度）の全国平均は月額6,014円</u>
p. 165 2行目 改正	4) 認定の有効期間 … 認定審査会の意見によっては3ヵ月～12ヵ月（更新認定は3ヵ月～ <u>48ヵ月</u> ）に…
p. 178 保険料率	2. 雇用保険 (6行目：2022年度の保険料率) …。2022（令和4）年度前半における一般の事業の料率は9.5/1000（うち失業等給付は2/1000、育児休業給付は4/1000、雇用二事業は3.5/1000）で、失業等給付および育児休業給付に係る保険料（6/1000。2022年10月以後は10/1000にアップ）は労使折半負担する。
p. 179 法改正 1)を新設	(1) 被保険者 (新項目加筆) …… 1) 高年齢被保険者の特例（2022年1月施行） 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者のうち、2つの事業所（1つの事業所では週の所定労働時間が5時間以上20時間未満）における週の所定労働時間の合計が20時間以上、かつ、2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上である場合、労働者がハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる。
p. 181 法改正 ①を新設	4) 基本手当の給付期間 (7行目に①を加筆) ① 起業した受給資格者に係る受給期間の特例（2022年7月1日施行） 被保険者が離職して基本手当の受給資格を取得した後、就職活動を行わずに、または求職活動を中止して起業する場合で、その後、やむを得ず廃業に至り、改めて求職活動に取り組む場合は、申出により最大4年間までは受給期間が延長される。
p. 187 法改正 3)を新設	(6) 育児休業給付 (新項目加筆) 3) 出生時育児休業（産後パパ育休）の創設（2022年10月1日施行） 出生時育児休業とは、育児介護休業法の改正により創設されるもので、子の出生後8週間以内に4週間までの期間を定めて育児休業が取得できるとする男性のための新たな枠組みのこと。4週間以内で2回までの分割取得が認められ、育児休業給付金も支給対象とされる。 また、労使協定を締結している場合は、事業主と合意した範囲内で休業期間中に就業することが可能となる。 ① 育児休業の分割取得の導入 現行、育児休業を分割して取得することはできないが、2022年10月以後は、出生時育児休業以外の休業も2回まで分割取得が可能となる。

次ページに続く

該当ページ	改定内容等																		
p. 199 保険料改定 (1行目)	(3) 国民年金（基礎年金）保険料 2022（令和4）年度の国民年金保険料は月額 16,590 円で… ※ 以下、2022 年度の国民年金保険料の月額はすべて 16,590 円に読み替える。																		
p. 212 年金額 改定	(1) 老齢基礎年金額の計算 2022（令和4）年度における満額の老齢基礎年金額は 777,800 円（月額 64,816 円）である。 ※ 以下、2022 年度の満額の基礎年金額は 777,800 円に読み替える。																		
p. 213 減額率 の改定 繰下げ上限 年齢の 引き上げ	1) 繰上げ受給の調整率 受給開始を 65 歳前に繰り上げた場合は、請求者の生年月日に応じて 1 ヶ月繰り上げるごとに 0.5%または 0.4%が減額される。 ①1962（昭和 37）年 4 月 1 日以前生まれの者…繰上げ 1 月当たり 0.5%の減額 ②1962（昭和 37）年 4 月 2 日以後生まれの者…繰上げ 1 月当たり 0.4%の減額 2) 繰下げ受給の調整率（2行目、なお以下の記述変更） 受給開始を…（略） … 支給される。なお、1952（昭和 27）年 4 月 2 日以後生まれの者は、受給繰下げの上限年齢が 75 歳に引き上げられる。																		
p. 219 金額改定	(4) 定額部分の年金額 定額部分の年金額は下記の算式で求める。 定額単価 1,621 円は、2022（令和4）年度で毎年度見直される。 定額部分(2022（令和4）年度価額)の計算式 定額単価 1,621 円×被保険者月数（480 月上限）																		
p. 222 金額改定	経過的加算の計算式（金額を 2022（令和4）年度価額に改定） 定額単価 1,628 円を 1,621 円に、 年金額 780,900 円を 777,800 円に修正																		
p. 223 金額改定 金額改定	図表 2-61・加給年金額（2022（令和4）年度価額） <table><tr><td>配偶者</td><td>223,800 円</td></tr><tr><td>1 人目、2 人目の子</td><td>223,800 円</td></tr><tr><td>3 人目以降の子</td><td>74,600 円</td></tr></table> 1) 配偶者の特別加算額 図表 2-62・特別加算額、ほか（2022（令和4）年度価額） <table><tr><td>受給権者の生年月日</td><td>特別加算額</td><td>加給年金額との合計額</td></tr><tr><td>1941 年 4 月 2 日～1942 年 4 月 1 日</td><td>99,100 円</td><td>322,900 円</td></tr><tr><td>1942 年 4 月 2 日～1943 年 4 月 1 日</td><td>132,100 円</td><td>355,900 円</td></tr><tr><td>1943 年 4 月 2 日以降</td><td>165,100 円</td><td>388,900 円</td></tr></table>	配偶者	223,800 円	1 人目、2 人目の子	223,800 円	3 人目以降の子	74,600 円	受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額との合計額	1941 年 4 月 2 日～1942 年 4 月 1 日	99,100 円	322,900 円	1942 年 4 月 2 日～1943 年 4 月 1 日	132,100 円	355,900 円	1943 年 4 月 2 日以降	165,100 円	388,900 円
配偶者	223,800 円																		
1 人目、2 人目の子	223,800 円																		
3 人目以降の子	74,600 円																		
受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額との合計額																	
1941 年 4 月 2 日～1942 年 4 月 1 日	99,100 円	322,900 円																	
1942 年 4 月 2 日～1943 年 4 月 1 日	132,100 円	355,900 円																	
1943 年 4 月 2 日以降	165,100 円	388,900 円																	

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 227 記述変更	(1) 老齢厚生年金の経過的な繰上げ 1) 繰上げ受給の年金額 本来の年金額を100%として、1月繰り上げるごとに0.5% (1962 (昭和27) 年4月2日以降生まれの者は0.4%) が減額されるが、… (最下行) (注) 1962年4月2日以降生まれの者の繰上げ減額率は0.4%に緩和される。
p. 228 記述変更 記述変更	1) 繰上げ受給の年金額 請求日前の被保険者期間で算定された65歳時の年金額 (経過的加算を含む) を100%として1月繰り上げるごとに0.5% (1962 (昭和27) 年4月2日以降生まれの者は0.4%) が減額される。 (最下行) (注) 1962年4月2日以降生まれの者の繰上げ減額率は0.4%に緩和される。 (3) 老齢厚生年金の繰下げ受給 1) 繰下げ上限年齢の引上げ 1952 (昭和27年) 4月2日以降生まれの者については、繰下げの上限年齢が75歳に引き上げられる。1952年4月1日以前生まれの者の繰下げの上限年齢は70歳のままである。
p. 229～231 法改正 6行目以下 記述変更 制度改正	8. 在職老齢年金 (6行目以下) …… 年金額の調整方法は65歳未満 (特別支給の老齢厚生年金) と65歳以上 (老齢厚生年金) で異なっていたが、2022 (令和4) 年4月から同じ調整方法に統一された。なお、障害厚生年金や遺族厚生年金、繰上げ受給した老齢基礎年金などは在職による調整の対象とはならない。 (1) 老齢厚生年金の支給調整 1) 具体的な調整方法 (65歳未満、65歳以上に共通) 年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計額が支給停止基準額の47万円以下であれば支給調整は行われず、年金の全額を受け取ることができる。その合計額が支給停止基準額の47万円を超える場合、超える部分の2分の1相当額が支給停止となる。支給停止額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部が支給停止となる。なお、支給停止基準額は毎年度改定される。 $\text{支給停止額} = (\text{老齢厚生年金の月額} + \text{総報酬月額相当額} - 47 \text{ 万円}) \times 1/2$ 2) 65歳以上の支給調整 65歳になると老齢厚生年金に加えて老齢基礎年金の支給が始まり、要件を満たす人には厚生年金から経過的加算や加給年金額が支給される。これらを含めた支給調整の方法は次のようになる。 ① 老齢基礎年金や経過的加算は支給停止の対象外で、全額が支給される。 ② 支給調整後に老齢厚生年金が1円でも生じれば加給年金は全額支給される。 ③ 支給停止額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金と併せて加給年金額も支給停止となる。

次ページに続く

該当ページ	改定内容等																												
p. 235 年金額改定	(2) 障害基礎年金の年金額 図表 2-71・障害基礎年金の額（2022（令和 4）年度価額） 子の加算額 <table><tr><td>1 級</td><td>972,250 円＋子の加算</td><td>2 人目まで</td><td>223,800 円</td></tr><tr><td>2 級</td><td>777,800 円＋子の加算</td><td>3 人目以降</td><td>74,600 円</td></tr></table>	1 級	972,250 円＋子の加算	2 人目まで	223,800 円	2 級	777,800 円＋子の加算	3 人目以降	74,600 円																				
1 級	972,250 円＋子の加算	2 人目まで	223,800 円																										
2 級	777,800 円＋子の加算	3 人目以降	74,600 円																										
p. 237 年金額改定	図表 2-72・障害厚生年金額のまとめ（2022（令和 4）年度価額） <table><tr><td>1 級</td><td colspan="3">障害厚生年金×1.25＋配偶者加給年金額（223,800 円）</td></tr><tr><td>2 級</td><td colspan="3">障害厚生年金×1.00＋配偶者加給年金額（223,800 円）</td></tr><tr><td>3 級</td><td colspan="3">障害厚生年金×1.00（最低保障額 583,400 円）</td></tr></table> 2) 障害手当金 <table><tr><td>障害手当金</td><td>障害厚生年金×2.0（最低保障額 1,166,800 円）</td></tr></table>	1 級	障害厚生年金×1.25＋配偶者加給年金額（223,800 円）			2 級	障害厚生年金×1.00＋配偶者加給年金額（223,800 円）			3 級	障害厚生年金×1.00（最低保障額 583,400 円）			障害手当金	障害厚生年金×2.0（最低保障額 1,166,800 円）														
1 級	障害厚生年金×1.25＋配偶者加給年金額（223,800 円）																												
2 級	障害厚生年金×1.00＋配偶者加給年金額（223,800 円）																												
3 級	障害厚生年金×1.00（最低保障額 583,400 円）																												
障害手当金	障害厚生年金×2.0（最低保障額 1,166,800 円）																												
p. 241 年金額改定	(3) 遺族基礎年金の額 図表 2-74 子のある配偶者が受け取る遺族基礎年金の額(2022（令和 4）年度価額） <table><tr><td></td><td>基本額</td><td>加算額</td><td>合計</td></tr><tr><td>子が 1 人いる配偶者</td><td rowspan="3">777,800 円</td><td>223,800 円</td><td>1,001,600 円</td></tr><tr><td>子が 2 人いる配偶者</td><td>223,800 円×2</td><td>1,225,400 円</td></tr><tr><td>子が 3 人いる配偶者</td><td>223,800 円×2＋74,600 円</td><td>1,300,000 円</td></tr></table> (注) 子が 3 人以上の場合、3 人目から 1 人につき 74,600 円が加算される。 図表 2-75 子が受け取る遺族基礎年金の額(2022（令和 4）年度価額） <table><tr><td></td><td>基本額</td><td>加算額</td><td>合計</td></tr><tr><td>子が 1 人のとき</td><td rowspan="3">777,800 円</td><td>なし</td><td>777,800 円</td></tr><tr><td>子が 2 人のとき</td><td>223,800 円</td><td>1,001,600 円</td></tr><tr><td>子が 3 人のとき</td><td>223,800 円＋74,600 円</td><td>1,076,200 円</td></tr></table> (注) 子が 3 人以上の場合、3 人目から 1 人につき 74,600 円が加算される。		基本額	加算額	合計	子が 1 人いる配偶者	777,800 円	223,800 円	1,001,600 円	子が 2 人いる配偶者	223,800 円×2	1,225,400 円	子が 3 人いる配偶者	223,800 円×2＋74,600 円	1,300,000 円		基本額	加算額	合計	子が 1 人のとき	777,800 円	なし	777,800 円	子が 2 人のとき	223,800 円	1,001,600 円	子が 3 人のとき	223,800 円＋74,600 円	1,076,200 円
	基本額	加算額	合計																										
子が 1 人いる配偶者	777,800 円	223,800 円	1,001,600 円																										
子が 2 人いる配偶者		223,800 円×2	1,225,400 円																										
子が 3 人いる配偶者		223,800 円×2＋74,600 円	1,300,000 円																										
	基本額	加算額	合計																										
子が 1 人のとき	777,800 円	なし	777,800 円																										
子が 2 人のとき		223,800 円	1,001,600 円																										
子が 3 人のとき		223,800 円＋74,600 円	1,076,200 円																										
p. 247 年金額改定	(5) 中高齢寡婦加算（3 行目） … 中高齢寡婦加算の額は 583,400 円（2022（令和 4）年度価額）で、…																												
p. 267 制度改正 加筆	4. 企業年金等のポータビリティの拡充 …（5 行目に加筆） 2022(令和 4)年 5 月以後は、終了した確定給付企業年金（DB）から個人型 DC への年金資産の移換、加入者の退職等に伴う企業型 DC から通算企業年金への年金資産の移換が可能となる。																												

次ページに続く

第1分冊 リスク管理

該当ページ	改定内容等
p. 292 法律名改称	1) 金融商品販売法 → 1) <u>金融サービス提供法</u>
p. 332 記述変更	5) 県民共済（都民共済、府民共済、全国共済など） 全国生活協同組合連合会（全国生協）が母体となり、 <u>全国 47 都道府県</u> で…
p. 344 5) の下に 加筆	6) 健康増進型保険 （「5) 医療特約」の下に加筆） 契約時の健康診断の結果や契約後の健康状態、健康増進への取組によって、保険料の割引や保険料の還付などが受けられる保険の総称。医療保険に限らず死亡保険においても健康増進型が販売されている。 7) 入院一時金保険（一時金給付型） 入院一時金保険は、契約時に定めた入院日数（1 日、30 日、60 日、90 日など）に到達するごとに一時金を支払う仕組みで、例えば 3 回型は、入院日数 1 日目、30 日目、60 日目に達するごとに給付金が支払われる。1 回に支払われる給付金は 5 万円から 30 万円程度となっている。また、再入院が前回入院と異なる傷病であっても 1 入院とみなして通算するなど、日数連動型とは取扱いが異なる。
p. 368	図表 3-85・地震保険・損害の程度と支払保険金額 （欄外注書） (注 4) 保険金の支払総額が <u>12 兆円</u> を超える場合は、保険金額が一部削減される。

次ページに続く

第2分冊 金融資産運用設計

該当ページ	改定内容等
p. 5 指標変更	2. 景気動向指数 図表 4-3・景気動向指数に採用されている指標（2022 年 4 月現在） 一致系列の「4. 所定外労働時間指数（調査産業系）」を「4. 労働投入量指数（調査産業計）」と入れ替える。
p. 12 記述変更	（8～10 行目 市場区分見直しのため記述変更） 株式流通市場の指標としては、日経平均株価や東証株価指数（TOPIX）などが代表的である。
p. 32 加筆 新制度	（1）通常貯金（総合口座） （表中の「引出し」5 行目に加筆） ただし、硬貨を伴う預入や払戻しは、硬貨預払料金がかかる。
p. 48	（4）利付債と割引債 （文末に加筆） …… 当する。割引債は利息の支払いがないことからゼロ・クーポン債とも呼ばれる。
p. 66 加筆	（信用取引 11 行目文末に加筆） …… にいずれかを選択する。なお、制度信用取引の建株を一般信用取引の建株に変更することはできず、また、その逆の変更もできない。
p. 66 文末に加筆	（7）配当金の受取方法 ③ 登録配当金受領口座方式 複数の…（略）…振り込まれる方式。受取金融機関にゆうちょ銀行を登録することはできない。また、受取口座に貯蓄預金口座の選択はできない。
p. 72 語句修正	（2）日経平均株価 （2 行目） 日経平均株価は…（略）…指数。東証プライム市場を代表する 225 銘柄…
p. 73 語句修正	（4）J P X 日経インデックス 400（J P X 日経 400） （2 行目） J P X 日経インデックスとは、…（略）…。東京証券取引所上場銘柄（プライム市場、スタンダード市場、グロース市場）から自己資本利益率（R O E）や…
項目変更 全文書き替え	（5）東証プライム市場指数、東証スタンダード市場指数、東証グロース市場指数 2022 年 4 月 4 日に東京証券取引所の株式市場区分が変更されたことに伴い、同年 4 月 4 日から新たに東証プライム市場指数、東証スタンダード市場指数、東証グロース市場指数が発表されることになった。各指数は、それぞれの対象市場に上場する全銘柄を対象としており、いずれも 2022 年 4 月 1 日の時価総額を 1,000 とした時価総額指数である。
p. 149 法改正 文頭に加筆 現在の 1 行目 （1）を設ける	2. 金融サービス提供法（旧金融商品販売法） 金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）は、金融商品販売法を改称した法律で、2021 年 11 月に施行された。旧金融商品販売法で定められていた業者の説明義務など顧客保護に関する規定をそのまま引き継いだうえで、新たに金融サービス仲介業に係る規定が加えられている。 （1）重要事項説明義務と賠償責任 金融サービス提供法は、金融商品の販売に際し、…

次ページに続く

第2分冊 タックスプランニング

該当ページ	改定内容等										
p. 221 税制改正 期限延長	下記制度の適用期限（2021 年 12 月まで）を 2023 年 12 月まで 2 年延長 (1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除 (2) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除										
p. 228 税制改正 5 行目以下 記述変更	4) セルフメディケーション税制（2026（令和 8）年 12 月までの時限措置） … セルフメディケーション税制の適用を受けようとする者は、「セルフメディケーション税制の明細書」を確定申告書に添付したうえで、健康の保持増進のための一定の取組みを行った旨を明らかにする書類と、医薬品購入費の領収書等を 5 年間保存する必要がある。										
p. 239 税制改正	図表 5-67 ③特定増改築等住宅借入金特別控除 を削除（2021 年度末で制度終了） 図表 5-68・住宅関連の税額控除制度の一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>制度の名称</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅借入金等特別控除</td><td>自己が居住する住宅の購入や新築、増改築等に際し、金融機関等から返済期間 10 年以上の住宅ローンを借り入れて一定の要件を満たす場合</td></tr> <tr> <td>住宅耐震改修特別税額控除</td><td>1981(昭和 56)年 5 月 31 日以前に建築された家屋について新耐震基準に適合する耐震改修を行った場合</td></tr> <tr> <td>特定改修工事特別税額控除</td><td>自己が居住する家屋について、一定のバリアフリー改修、省エネ改修、三世帯同居改修、耐久性向上改修（省エネ・耐震改修と併せて行う改修に限る）などの工事を行った場合</td></tr> <tr> <td>認定住宅新築等の特別税額控除</td><td>認定住宅等^(注)の新築または建築後使用されたことのない認定住宅等を取得して一定要件を満たす場合</td></tr> </tbody> </table> (注) 認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、Z E H水準省エネ住宅をいう。	制度の名称	概要	住宅借入金等特別控除	自己が居住する住宅の購入や新築、増改築等に際し、金融機関等から返済期間 10 年以上の住宅ローンを借り入れて一定の要件を満たす場合	住宅耐震改修特別税額控除	1981(昭和 56)年 5 月 31 日以前に建築された家屋について新耐震基準に適合する耐震改修を行った場合	特定改修工事特別税額控除	自己が居住する家屋について、一定のバリアフリー改修、省エネ改修、三世帯同居改修、耐久性向上改修（省エネ・耐震改修と併せて行う改修に限る）などの工事を行った場合	認定住宅新築等の特別税額控除	認定住宅等 ^(注) の新築または建築後使用されたことのない認定住宅等を取得して一定要件を満たす場合
制度の名称	概要										
住宅借入金等特別控除	自己が居住する住宅の購入や新築、増改築等に際し、金融機関等から返済期間 10 年以上の住宅ローンを借り入れて一定の要件を満たす場合										
住宅耐震改修特別税額控除	1981(昭和 56)年 5 月 31 日以前に建築された家屋について新耐震基準に適合する耐震改修を行った場合										
特定改修工事特別税額控除	自己が居住する家屋について、一定のバリアフリー改修、省エネ改修、三世帯同居改修、耐久性向上改修（省エネ・耐震改修と併せて行う改修に限る）などの工事を行った場合										
認定住宅新築等の特別税額控除	認定住宅等 ^(注) の新築または建築後使用されたことのない認定住宅等を取得して一定要件を満たす場合										
p. 240 税制改正 ※印加筆 中古住宅 要件改正 所得要件 改正	(1) 適用要件等 1) 住宅の要件 ① 取得住宅の…（略）…であること。 ※合計所得金額 1,000 万円以下の年に限り、2023(令和 5)年以前に建築確認を受けた新築住宅のうち床面積 40 m ² 以上 50 m ² 未満の住宅も控除対象となる。 ③ 中古住宅取得の場合は、新耐震基準に適合する家屋であること。なお、登記記録上の建築日付が 1982(昭和 57)年 1 月 1 日以後の家屋は、新耐震基準を満たしているとみなされる。 3) 適用申請者の要件 ① 控除を受けようとする年分の合計所得金額が <u>2,000 万円以下</u> であること。										

次ページに続く

該当ページ	改定内容等																											
p. 241 税制改正	(2) 控除率と控除期間 2022 年 1 月以後の居住開始（特別特例取得を除く）の場合の控除対象年末残高、控除率、控除期間などは次のとおりで、住宅の省エネ性能等に応じて定められている。 図表 5-70・住宅の新築、新築等住宅の取得の場合 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">居住開始年と控除対象年末残高</th><th rowspan="2">最 長 控除期間</th></tr><tr><th>2022 年～2023 年</th><th>2024 年～2025 年</th></tr><tr><td>認定住宅</td><td>5,000 万円</td><td>4,500 万円</td><td rowspan="3">13 年</td></tr><tr><td>ZEH 水準省エネ住宅 ^(注 1)</td><td>4,500 万円</td><td>3,500 万円</td></tr><tr><td>省エネ基準適合住宅</td><td>4,000 万円</td><td>3,000 万円</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外の一般住宅 ^(注 2)</td><td>3,000 万円</td><td>—</td><td>13 年</td></tr><tr><td>—</td><td>(2,000 万円 ^(注 2))</td><td>10 年</td></tr><tr><td>控除率</td><td colspan="3">控除期間における各年の年末残高×0.7%</td></tr></table> (注 1) ZEHは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略語でゼッチと読む。住まいの断熱性・省エネ性を上げたり、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一時消費エネルギー（空調、給湯、照明、換気など）の収支をプラス・マイナスでゼロ以下にする住宅のこと。 (注 2) 省エネ基準適合の義務化：下記の住宅用家屋で省エネ基準を満たさないものは、住宅ローン控除の対象とならない。 イ) 2024(令和 6)年 1 月 1 日以後に建築確認を受ける住宅用家屋（登記簿上の建築日付が 2024(令和 6)年 6 月 30 日以前ものを除く） ロ) 建築確認を受けない住宅用家屋で、登記簿上の建築日付が 2024(令和 6)年 7 月 1 日以後のもの。	区分	居住開始年と控除対象年末残高		最 長 控除期間	2022 年～2023 年	2024 年～2025 年	認定住宅	5,000 万円	4,500 万円	13 年	ZEH 水準省エネ住宅 ^(注 1)	4,500 万円	3,500 万円	省エネ基準適合住宅	4,000 万円	3,000 万円	上記以外の一般住宅 ^(注 2)	3,000 万円	—	13 年	—	(2,000 万円 ^(注 2))	10 年	控除率	控除期間における各年の年末残高×0.7%		
区分	居住開始年と控除対象年末残高		最 長 控除期間																									
	2022 年～2023 年	2024 年～2025 年																										
認定住宅	5,000 万円	4,500 万円	13 年																									
ZEH 水準省エネ住宅 ^(注 1)	4,500 万円	3,500 万円																										
省エネ基準適合住宅	4,000 万円	3,000 万円																										
上記以外の一般住宅 ^(注 2)	3,000 万円	—	13 年																									
	—	(2,000 万円 ^(注 2))	10 年																									
控除率	控除期間における各年の年末残高×0.7%																											
p. 242 税制改正 記述変更 税制改正 記述変更	【既存住宅の取得、増改築等の場合】 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">居住開始年と控除対象年末残高</th><th rowspan="2">最長 控除期間</th></tr><tr><th colspan="2">2022 年 1 月～2025 年 12 月</th></tr><tr><td>認定・省エネ・ZEH 水準</td><td colspan="2">3,000 万円</td><td rowspan="3">10 年</td></tr><tr><td>一般住宅</td><td colspan="2">2,000 万円</td></tr><tr><td>増改築等</td><td colspan="2">2,000 万円</td></tr><tr><td>控除率</td><td colspan="3">控除期間における各年の年末残高×0.7%</td></tr></table>	区分	居住開始年と控除対象年末残高		最長 控除期間	2022 年 1 月～2025 年 12 月		認定・省エネ・ZEH 水準	3,000 万円		10 年	一般住宅	2,000 万円		増改築等	2,000 万円		控除率	控除期間における各年の年末残高×0.7%									
区分	居住開始年と控除対象年末残高		最長 控除期間																									
	2022 年 1 月～2025 年 12 月																											
認定・省エネ・ZEH 水準	3,000 万円		10 年																									
一般住宅	2,000 万円																											
増改築等	2,000 万円																											
控除率	控除期間における各年の年末残高×0.7%																											
p. 242 税制改正 記述変更	(3) 住民税における住宅ローン控除 2022 年 1 月以後居住開始（特別特例取得は除く）で、その年の所得税額から全額を控除できずに控除不足額が生じた場合は、残余の額（所得税の課税総所得金額等の 5 %相当額で 97,500 円限度）について翌年度分の個人住民税が減額される。																											
p. 243 制度廃止 項目削除	2. 住宅耐震改修特別税額控除 自己の居住用の家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築に限る）について、現行の耐震基準に適合する耐震改修（同時に行う耐久性向上改修を含む）をして、2023(令和 5) 年 12 月 31 日までに居住開始した場合、標準的な耐震改修工事費用の額（250 万円上限、補助金等の額を除く）の 10%相当額をその年分の所得税から控除できる。 3. 特定の増改築等に係る住宅借入金等特別控除の特例 適用期限到来のため、全文（文頭の 5 行）削除 図表 5-73・特定の増改築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を削除 (1) (2) (3) (4)は、次項特定改修工事に該当するため残す。 (3) の多世帯同居改修工事は「三世帯同居改修工事」に変更																											

次ページに続く

該当ページ	改定内容等																													
p. 244 税制改正 記述変更	4. 住宅特定改修工事に係る特別税額控除 特定の改修工事とは、省エネ改修工事、特定の個人が行うバリアフリー改修工事、三世帯同居改修工事、耐久性向上改修工事（耐震改修工事または省エネ改修工事と併せて行うものに限る）をいう。 個人が所有する居住用家屋について、特定改修工事等を行い、工事の日から6ヵ月以内、かつ、2023(令和5)年12月までに居住開始した場合に控除対象となる。																													
	(1) 税額控除額の計算 次の①と②の合計額が所得税額から控除される。 ① 特定改修工事（必須工事）について控除対象限度額の範囲内で、標準的な費用相当額の10% ② 必須工事のうち控除対象限度額を超過する部分、およびその他の工事費用部分の合計額^(注)の5%相当額 (注) 必須工事の控除対象限度額と同額まで、かつ、必須工事の控除対象限度額との合計で1,000万円を上限とする。																													
p. 245	図表 5-74 を下記（住宅特定改修工事別の控除限度額）に差替え <table><tr><th colspan="3">必須工事</th><th colspan="2">その他工事</th><th rowspan="2">年間控除 限度額</th></tr><tr><th>対象工事</th><th>控除対象 限度額</th><th>控除率</th><th>控除対象限度額</th><th>控除率</th></tr><tr><td>バリアフリー</td><td>200 万円</td><td rowspan="5">10%</td><td rowspan="5">必須工事の控除対象 限度額を超える部分 およびその他の工事 費用の合算額で、必須 工事の控除対象限度 額と同額まで、かつ、 必須工事の控除対象 限度額との合計で 1,000 万円上限</td><td rowspan="5">5%</td><td>30 万円</td></tr><tr><td>省エネ</td><td>250 万円 (350 万円)</td><td>37.5 万円 (52.5 万円)</td></tr><tr><td>三世帯同居</td><td>250 万円</td><td>37.5 万円</td></tr><tr><td>耐震＋耐久性</td><td>250 万円 (350 万円)</td><td>37.5 万円 (52.5 万円)</td></tr><tr><td>省エネ＋耐久性</td><td>500 万円 (600 万円)</td><td>75.0 万円 (80.0 万円)</td></tr></table> () 内の金額は、太陽光発電装置を設置する場合	必須工事			その他工事		年間控除 限度額	対象工事	控除対象 限度額	控除率	控除対象限度額	控除率	バリアフリー	200 万円	10%	必須工事の控除対象 限度額を超える部分 およびその他の工事 費用の合算額で、必須 工事の控除対象限度 額と同額まで、かつ、 必須工事の控除対象 限度額との合計で 1,000 万円上限	5%	30 万円	省エネ	250 万円 (350 万円)	37.5 万円 (52.5 万円)	三世帯同居	250 万円	37.5 万円	耐震＋耐久性	250 万円 (350 万円)	37.5 万円 (52.5 万円)	省エネ＋耐久性	500 万円 (600 万円)	75.0 万円 (80.0 万円)
必須工事			その他工事		年間控除 限度額																									
対象工事	控除対象 限度額	控除率	控除対象限度額	控除率																										
バリアフリー	200 万円	10%	必須工事の控除対象 限度額を超える部分 およびその他の工事 費用の合算額で、必須 工事の控除対象限度 額と同額まで、かつ、 必須工事の控除対象 限度額との合計で 1,000 万円上限	5%	30 万円																									
省エネ	250 万円 (350 万円)				37.5 万円 (52.5 万円)																									
三世帯同居	250 万円				37.5 万円																									
耐震＋耐久性	250 万円 (350 万円)				37.5 万円 (52.5 万円)																									
省エネ＋耐久性	500 万円 (600 万円)				75.0 万円 (80.0 万円)																									
p. 245 税制改正 記述変更	5. 認定住宅等の新築等に係る所得税額の特別控除 認定長期優良住宅や認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅を新築等し、新築等の日から6ヵ月以内、かつ、2023(令和5)年12月31日までに居住開始した場合は、一定の要件の下で標準的な性能強化費用相当額（650万円上限）の10%相当額（65万円限度）について、その年分の所得税額から控除するもの。当年分の所得税額から控除しきれない金額がある場合は、翌年分の所得税額から控除される。 また、居住用財産の買換え等の特例との重複適用が認められる。																													
p. 265 加筆	(5) 純損失の繰戻還付 (文末に加筆) 前年分、今年分と… (略) ……ことができる。<u>なお、繰戻還付をする年は申告期限内に確定申告書を提出しなければならない。</u>																													
p. 269 税制改正 加筆	2. 償却資産別の取扱い (1) 少額減価償却資産 (文末に加筆) …… なお、主要な事業として行われる場合を除いて、貸付けの用に供されたときは上記の適用は受けられず、法定耐用年数に応じて減価償却しなければならない。 次の(2)、(3)も同様の扱いとなる。																													
p. 270 期限延長	(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度 中小企業者等が… (略) ……から <u>2024年3月31日</u>までの間に、… (略)																													

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 274・275 税制改正 期限延長	下記制度の適用期限（2021年12月31日まで）を2023年12月31日まで延長 (3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除 (4) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除
p. 277 税制改正 要件変更	(7) 特定の居住用財産の買換え特例 1) 譲渡資産・取得資産の要件 ① 1993年4月1日から2023年12月31日までの譲渡であること。 ⑤ 買換え資産が2024(令和6)年1月以後に建築確認を受ける住宅である場合は、一定の省エネ基準を満たす住宅であること。 ・買換え取得資産が既存住宅である場合は、新耐震基準を満たすものであること。
p. 288 税制改正 控除率下げ 図表削除	5) 住宅ローン控除 (3行目・控除上限額改定) ただし、その年分の所得税の課税総所得金額等の5%相当額（最高97,500円）が限度となる。 図表5-102・控除限度額 を削除
p. 291 記述訂正	7. 退職所得に係る住民税 (7行目～8行目削除し注書を加筆) 勤務先に…(略)…。確定申告により税額を精算する。 (注)「退職所得の受給に関する申告書」の提出の有無を問わず、勤続年数に応じて退職所得の金額が計算され、住民税の特別徴収は行われる。
p. 307 税制改正	(2) 交際費の損金不算入額 (期限延長) 2020年4月1日から2024年3月31日までに開始する…(略)… 図表5-121 (2020年4月1日～2024年3月31日までの開始事業年度)
p. 324 税制改正 連結納税制度 と差替	2. グループ通算制度 (連結納税制度と差替え、(1)は削除) グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算および申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う制度である。 ① 個別申告方式 企業グループ全体を一つの納税単位とするが、各法人が個別に法人税額等の計算および申告を行う。 ② 損益通算・税額調整等 欠損法人の欠損金額をグループ内の他の法人の所得金額と損益通算する。ただし、グループ通算制度の適用開始前の繰越欠損金は各法人がそれぞれの所得の範囲内でのみ控除する。 研究開発税制および外国税額控除については、通算グループ全体で税額控除額を計算する。 ③ 中小法人判定 通算グループ内に大法人がある場合には中小法人特例を適用しない。

次ページに続く

第3分冊 不動産運用設計

該当ページ	改定内容等
p. 41～42 記述変更	(4) 危険負担 土地・建物など特定物の売買契約の成立後、その引渡しを受ける前に地震・火災等の不可抗力により目的物が滅失等した場合、その損害をどちらが負担しなければならないのか、これが危険負担である。 新民法（2020年4月施行）においては、売主が危険負担を負うと規定し、目的物の引き渡しを受けられなかった買主は、売買代金の支払いを拒むことができるとされ、代金の支払義務はなくなった。 なお、旧民法においては、原則として特約がない限り、買主が危険負担を負うとされ、引渡しを受ける前に目的物が滅失した場合でも、買主は売買代金の支払義務を負うことになっていた。
p. 43 加筆	(7行目に加筆) …… なお、売主が契約不適合を知っていた場合や重過失によって知らなかった場合には <u>通知期限の制限はない。</u>
p. 49 文末に加筆	3) 存続期間等の延長 （文末に加筆） ② 存続期間満了時に…（略）…できる。 <u>ただし、借地人の地代不払い等の債務不履行により借地契約が解除された場合、建物買取請求権は認められない。</u>
p. 97 期限延長	図表 6-61・印紙税早見表（抜粋） <u>2024（令和6）年3月31日まで</u>
p. 98 税制改正 記述変更	(2) 住宅用家屋の軽減税率 ② 既存住宅（中古住宅）は床面積 50 m ² 以上で、 <u>新耐震基準を満たす家屋、または1982（昭和57）年1月以後に建築された家屋であり、取得後1年以内に登記すること。</u>
p. 99 期限延長	図表 6-63・登録免許税の税率 適用期限の延長（①所有権の移転登記 ②所有権の保存登記 ⑤抵当権の設定登記の3箇所） <u>2022年3月末 → 2024年3月末</u>
p. 100 期限延長 価格改定	(4) 土地の相続登記に対する免税措置 （ <u>2025年3月31日までの時限措置</u> ） ② 所有社不明土地に関し…（略）……、 <u>法務大臣が指定する土地で100万円以下のもの…（略）…。</u>
p. 102 要件改正 期限延長	図表 6-65・課税標準の特例の適用要件と控除額（・中古住宅要件と欄外注2） ・ <u>昭和57年1月1日以降に新築されたものであること</u> ・ <u>昭和56年12月31日以前の新築された住宅で、新耐震基準に適合していることが証明されたもの</u> 期限延長（注2） <u>2022年3月31日まで → 2024年3月31日まで適用</u>
p. 106 期限延長	図表 6-68・固定資産税と都市計画税の基本事項 特定の増改築等 <u>2022年3月末までの → 2024年3月末までの</u>
p. 109 期限延長 1)を加筆	(6) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置 （ <u>2024年3月31日まで</u> ） <u>2024（令和6）年3月31日までに新築された…（略）</u> 1) 減額措置の適用除外 災害ハザードエリアにおける開発等の抑制の観点から、土砂災害特別警戒区域等の区域に立地する一定の住宅（2022年4月1日以後に取得されるものに限る）については、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用対象外となる。

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 109～110 期限延長 工事費改定 建築日改定	(8) その他の特例 2024（令和6）年3月31日までに、…（略）… ・省エネ改修は、工事費用の自己負担部分が1戸当たり60万円超（補助金等の額は除く）に引上げ 図表6-72・既存住宅の改修工事に係る固定資産税の減額割合 省エネ 2008年1月1日 以前に建築 → 2014年4月1日以前に建築
p. 123 期限延長 p. 125 期限延長	(1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除 1) 譲渡資産の要件 ① 2023（令和5）年12月31日までの譲渡損失であること (2) 特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除 1) 譲渡資産の要件 ① 2023（令和5）年12月31日までの譲渡損失であること
p. 127 税制改正 期限延長 ⑥を加筆	(5) 特定の居住用財産の買換え特例 1) 譲渡資産の要件 ① 2023（令和5）年12月31日までの譲渡であること ⑤ 買換取得資産が既存住宅の場合は新耐震基準を満たす家屋であること。または、登記記録上の建築日付が1982（昭和57）年1月以降の家屋であること。 ⑥ 買換資産が2024（令和6）年1月以後に建築確認を受ける住宅である場合は、一定の省エネ基準を満たす住宅であること。
p. 144 税制改正 記述変更	(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 ① 適用期限… <u>2022（令和4）年1月1日～2023（令和5）年12月31日の間の贈与であること</u> ③ 受贈者の要件…贈与者の直系卑属で、贈与の日において <u>18歳（受贈日が2022年3月以前である場合は20歳）以上、居住者で…（略）…</u> 。 ・ <u>贈与を受けた年分の受贈者の合計所得金額が1,000万円以下である場合は、住宅の床面積の下限が40㎡以上に緩和される。</u> ④ 非課税限度額…取得等する住宅家屋の区分に応じて次のとおり。 ・ <u>耐震住宅、省エネ住宅、バリアフリー住宅などは1,000万円</u> ・ <u>上記以外の住宅用家屋は500万円</u>
p. 168 記述変更	（上から3行目以下記述変更） なお、不動産業者（サブリース業者）と建物オーナー（所有者）との契約トラブルを避けるための法整備により、サブリース業者や勧誘者については、サブリースによる賃貸住宅経営の勧誘時における不当な行為の禁止や契約締結前の重要事項説明等の義務が課されている。また、賃貸住宅管理業の登録制度（2021年6月実施）により、200戸以上の賃貸住宅管理業を営む事業者は国土交通大臣への登録（5年ごとの更新）が義務化され、営業所または事務所ごとに賃貸住宅管理の知識・経験等を有する業務管理者を1名以上の配置しなければならない。

次ページに続く

第3分冊 相続・事業承継設計

該当ページ	改定内容等						
p. 230 記述変更 加筆	(4) 贈与の種類 図表 7-22 <table border="1"> <tr> <td>② 負担付贈与</td><td> (例) … ・ 贈与者は、その負担の限度において売買契約の売主と同様の担保責任（契約不適合責任）を負う。 ・ <u>受贈者が負担すべき義務を履行しない場合は、贈与者はその贈与契約を解除できる。</u> </td></tr> <tr> <td>③ 死因贈与</td><td> 財産を贈与する者が死亡して効力が発生する贈与。<u>贈与者と受贈者の合意が必要</u> </td></tr> </table>	② 負担付贈与	(例) … ・ 贈与者は、その負担の限度において売買契約の売主と同様の担保責任（契約不適合責任）を負う。 ・ <u>受贈者が負担すべき義務を履行しない場合は、贈与者はその贈与契約を解除できる。</u>	③ 死因贈与	財産を贈与する者が死亡して効力が発生する贈与。<u>贈与者と受贈者の合意が必要</u>		
② 負担付贈与	(例) … ・ 贈与者は、その負担の限度において売買契約の売主と同様の担保責任（契約不適合責任）を負う。 ・ <u>受贈者が負担すべき義務を履行しない場合は、贈与者はその贈与契約を解除できる。</u>						
③ 死因贈与	財産を贈与する者が死亡して効力が発生する贈与。<u>贈与者と受贈者の合意が必要</u>						
p. 233 加筆	4) 贈与と課税関係 贈与税は、原則として個人間の贈与を課税対象とする。相続や遺贈が生じない法人から個人への贈与は所得税が課されることになり、贈与により法人が財産を取得した場合は、原則として法人税が課されることになる。						
p. 243 税制改正 記述変更	5. 直系尊属から住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 (1) 適用要件等 1) 贈与者・受贈者の要件 ② 受贈者は、贈与者の直系卑属で <u>18 歳（受贈日が 2022 年 3 月以前である場合は 20 歳）以上、かつ、…（略）…。</u> ③ 受贈日が <u>2022（令和 4）年 1 月 1 日から 2023（令和 5）年 12 月 31 日の間であること</u> 2) 「一定の家屋・一定の増改築」の要件 ① 取得する…（略）…。 ※<u>贈与を受けた年分の合計所得金額が 1,000 万円以下である場合は、住宅の床面積の下限が 40 ㎡以上に緩和される。</u> ② <u>既存住宅取得の場合は、新耐震基準に適合する家屋であること、または登記記録上の建築日付が 1982（昭和 57）年 1 月 1 日以降の家屋であること。</u>						
非課税限度額 改定	(2) 非課税限度額 非課税限度額は取得等する住宅の区分に応じて次のようになっている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の区分</th><th>非課税限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震、省エネ、バリアフリーの住宅用家屋</td><td>1,000 万円</td></tr> <tr> <td>上記以外の住宅用家屋</td><td>500 万円</td></tr> </tbody> </table>	住宅用家屋の区分	非課税限度額	耐震、省エネ、バリアフリーの住宅用家屋	1,000 万円	上記以外の住宅用家屋	500 万円
住宅用家屋の区分	非課税限度額						
耐震、省エネ、バリアフリーの住宅用家屋	1,000 万円						
上記以外の住宅用家屋	500 万円						
p. 249 記述変更	5) 贈与時の申告要件 （文末に加筆） 本制度を選択適用した年以後、…（略）…申告が必要となる。<u>申告期限に遅れた場合は特別控除の 2,500 万円の枠を使うことができず、20%課税の扱いとなる。</u>						
p. 251 税制改正 期限延長 記述変更	2. 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度選択の特例 4 行目 2021 年 12 月までに受けた贈与 → <u>2023 年 12 月</u>までに受けた贈与 8 行目以下 受贈者は贈与を受けた年の 1 月 1 日において <u>18 歳（受贈日が 2022 年 3 月以前である場合は 20 歳）以上の子または孫で、取得する家屋の床面積は 40 ㎡以上（上限なし）で居住部分が 2 分の 1 以上などの要件があるが、受贈者の所得要件はない。</u>						

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 263 記述変更	(2) 生命保険金等の非課税金額 (文末に加筆) 相続により取得した…(略)…非課税限度額となる。 <u>相続放棄者がある場合は、その放棄者も法定相続人の数に含める。後述の死亡退職金の非課税限度額の算出についても同様である。</u>
p. 290 語句修正 記述変更	(3) 物納劣後財産と物納不適格財産 → 物納劣後財産と管理処分不適格財産 ② <u>管理処分不適格財産</u> とは、物納の対象とならない財産。
p. 324 記述追加	2. 外貨建て金融商品 (6行目に加筆) …… <u>なお、外貨建て債務(マイナス財産)については、TTS(電信売買相場の売相場)を使用する。</u>
p. 368～369 期限延長	図表 7-121・ 特例承継計画…「特例承継計画」を策定し、 <u>2024(令和6)年3月31日までに都道府県知事に…(略)…。</u>
p. 370～371 税制改正 期限延長	図表 7-122 ・後継者…最下行 ・ <u>相続開始時会社の役員である(被相続人が70歳未満である場合を除く)</u> ・特例承継計画…「特例承継計画」を策定し、 <u>2024(令和6)年3月31日までに都道府県知事に…(略)…。</u>
p. 372 税制改正 期限延長 年齢変更	(4) 特例措置と一般措置の異なる点 図表 7-123・事業承継税制の特例措置と一般措置の要件の比較 ・事前の計画策定等… <u>2024(令和6)年3月31日までに特例承認計画を提出。</u> ・相続時精算課税の対象… <u>受贈者の年齢を18歳以上へ変更</u> (他の記述は変更なし)

以上